Impatiens walleriana Hook. f.	Balfielavori	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第32905号 平成30年２月28日	
Ipomoea indica (Burm.) Merr.	IRBIiシルバーブルー	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第32830号 平成30年２月１日	
		福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号		
Lactuca sativa L.	KAY-012	カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第32877号 平成30年２月22日	
〃	KAY-011	〃	第32878号 平成30年２月22日	
Lilium L.	鳥麟１号（とりりん ごう）	鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地	第32841号 平成30年２月13日	
Oncidium Group	ファイナルレッドロゼ	都築政徳 愛知県知多市大草字東屋敷４番地	第32880号 平成30年２月26日	
Oryza sativa L.	山形糯128号（やまがたもち ごう）	山形県 山形県山形市松波二丁目８番１号	第32834号 平成30年２月５日	
Phalaenopsis Blume	キャラックあやか	服部健治 愛知県碧南市千福町１丁目30番地	第32906号 平成30年２月28日	
〃	キャラックリトルティンカーベル	〃	第32907号 平成30年２月28日	
〃	キャラックオータムジョイ	〃	第32908号 平成30年２月28日	
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールルージュ	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南２丁目１番１号	第32857号 平成30年２月15日	
〃	クレールチェリー	〃	第32858号 平成30年２月15日	
Triticum aestivum L.	北見92号（きたみ ごう）	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目１番地８	第32876号 平成30年２月22日	

○国土交通省告示第六百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真栄川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道札幌市清田区有明

三八八番　一号から十一号まで

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

暑寒別川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を順次結んだ線、標柱二号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を平成十九年国土交通省告示第千六百七十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道増毛郡増毛町

暑寒沢

四六三番八　一号

七四六番地先河川敷　二号から四号まで

七四四番三地先河川敷　五号

七四三番二　六号

一七九六番地先河川敷　七号

道有林　二八林班

○四小班　八号及び十一号

四七小班　九号

四四小班　十号

○一小班　十二号及び十三号

道有林　二七林班　十四号から十八号まで

○四小班

○国土交通省告示第六百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堂尻沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県桐生市黒保根町水沼

字早房　一五二番二　一号及び二号

字水頭　甲三四〇番四　三号及び四号

丙三四〇番七　五号

乙三四〇番七　六号

三四〇番三　七号

三四〇番二　八号及び九号

字鍛冶屋　一七三番二　十号

○国土交通省告示第六百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田川谷内川二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県小矢部市田川

字前田　二五〇七番一　一号

二五〇六番　十九号

字下出　二五〇五番一　二号及び三号

二五〇一番二　四号及び五号

五六九〇番　六号及び十四号

五六八八番　七号及び八号

五六九一番　十五号及び十六号

二五〇一番一　十七号及び十八号

字後山　六三二五番　九号

六三〇八番　十号

六四三五番　十一号

六二〇三号　十二号

字城ヶ嶺　八〇番　十三号

○国土交通省告示第六百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一